

日本人医師の中国就労のための必要手続・書類について

メディカルエクスポート合同会社

中国で就労する際には、中国国内で「外国人就業許可証書」を取得した上で、日本の中国ビザ申請センターにて「就労ビザ（Zビザ）」を取得する必要がある。必要書類が整ってから、Zビザが発給されるまでは通常1.5～2カ月程度の期間を要する。なお、日本人医師が中国において医師として就業する場合は最初に勤務先医療機関が申請主体となって「外国医師短期行医許可証」を取得する必要がある。必要書類の準備以外は、全ての過程をコンサル会社に依頼することが可能。

1. 中国（最初の入国後）：健康診断の受診と「外国医師短期行医許可証」の申請

<健康診断の受診>

事前にインターネット予約の上、上海市内の指定病院（通常は上海国際旅行衛生保健センター）において健康診断を行う。

【必要書類】

パスポート原本、およびパスポート写真ページコピー（モノクロ可）
証明写真 4枚（白背景、2寸サイズ 35mm*53mm）

<外国医師短期行医許可証の申請>

上海市衛生局にて、勤務先医療機関が「外国医師短期行医許可証」の発行を申請。申請受理より30営業日以内に発行される。

【必要書類】※黄色は日本で取得する書類

- 1) 「外国医師短期行医許可証」申請書
- 2) 大学卒業証明書（卒業大学より取得。公証・認証必要）
- 3) 医師免許証（公証・認証必要）
- 4) パスポート原本、およびパスポート写真ページコピー（モノクロ可）
- 5) 健康診断書
- 6) 就業先病院が発行する「民事責任負担声明書」

2. 中国：「被授權単位招聘状」と「外国人就業許可通知」の発行

<必要書類>

- 1) パスポート写真ページコピー（カラー）
- 2) 履歴書（中文）
- 3) 証明写真 1枚（白背景、35mm*45mm）
- 4) 在職証明書（前職に発行依頼。日中両文併記がベスト）
- 5) 雇用契約書（新たな職場とのもの）

- 6) **大学卒業証明書**（日文、卒業大学より取得。公証・認証必要）
- 7) **医師免許証**（公証・認証必要） ※「外国医師短期行医許可証」の申請時に必要
- 8) **犯罪経歴証明書**（警視庁にて取得。公証・認証必要）
- 9) 申請用紙

<申請手順>

上記必要書類を準備し、上海市外国専門家局（Shanghai Foreign Expert Bureau）へ提出。15 営業日以内に「外国人就業許可通知」が発行される。なお、「被授權単位招聘状」は新たな職場が発行する。

上海市外国専門家局 HP：<http://www.shafea.gov.cn/index.aspx?type=1>

3. 日本：「就労ビザ（Z ビザ）」の発行

<必要書類>

- 1) パスポート原本、およびパスポート写真ページコピー（カラー）
- 2) 中華人民共和国ビザ申請表
- 3) 証明写真 1 枚（白背景、33mm*48mm）
- 4) 外国人就業許可通知
- 5) 被授權単位招聘状

<申請手順>

上記必要書類を準備し、中国ビザ申請センターへ提出。受領証に記載されている受け取り予定日（通常は 5 営業日程度）に再度中国ビザ申請センターに行き、料金の支払いを済ませ、Z ビザが貼付されたパスポートを受領する。

中国ビザ申請センターHP：https://www.visaforchina.org/TYO_JP/

4. 中国（入国後）：「臨時住宿登記単」

入国後、新居を管轄する公安に行き、「臨時住宿登記単」を取得する。

<必要書類>

- 1) パスポート原本、およびパスポート写真ページコピー（モノクロ可）
- 2) 住居の賃貸借契約書コピー（モノクロ可）

5. 中国（入国後）：「外国人就業許可証」の発行

上記「臨時住宿登記単」を取得後、パスポート原本とともに、上海市外国専門家局（Shanghai Foreign Expert Bureau）へ提出。10 営業日以内に「外国人就業許可証」が発行される。

以上